

委託できる 対象事業主

常時使用する労働者が、以下の規模の事業主です。

- 金融・保険、不動産、小売業・・・ 50人以下
- 卸売、サービス業（※）・・・・・・ 100人以下
- その他の事業・・・・・・・・・ 300人以下

※ 除外業種があります。詳しくはお問い合わせください。

委託できる 労働保険 事務の範囲

- ① 労働保険の概算保険料、確定保険料等の申告及び納付事務
- ② 保険関係成立届、雇用保険事業所設置届の提出等に関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④ 雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務
- ⑤ その他、労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険・雇用保険の給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合に委託することはできません。

加入手続き

労働保険事務組合に事務処理を委託するには、まず「労働保険事務委託書」を委託しようとする労働保険事務組合に提出します。委託手数料は事業主で負担していただきます。

労働保険の加入手続き等について、ご質問、ご不明な点等があれば、奈良労働局労働保険徴収室(0742-32-0203)または、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせください。



ハロくん